平成２３年（フ）第５２６号
横浜市金沢区富岡東５丁目18番１号　長谷川メディカルプラザ富岡211
債務者　守沢　英二
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４１号
横浜市港北区小机町307番地１　クレストール43―202号
債務者　前田　勝利
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４２号
横浜市港北区小机町307番地１　クレストール43―202号
債務者　前田　初美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５６号
横浜市鶴見区下末吉２丁目14番18号　ピオハイム106
債務者　小澤　　満
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８号
岡山県備前市三石2755番地22
債務者　祇園　里志
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７１号
岡山県赤磐市山陽３丁目９番１―102号
債務者　松岡木曽子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７８号
岡山市東区瀬戸町万富1823番地
債務者　島田　芳子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７号
大分県中津市三光上秣195番地
債務者　佐藤　裕司
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後３時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第３２号
長野県小諸市南町３丁目３番２号　ハイツショーム２号
債務者　清水　秋江
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１０７４号
横浜市旭区今宿南町1765番地８　ラインハイツ102
債務者　西澤　勇弥（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５９号
横浜市南区二葉町２丁目19番地　山水コーポ102
債務者　牧　　芳清
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６４号
横浜市港北区大倉山６―10―15　第９エルム大倉山113、住民票上の住所横浜市港北区大倉山５丁目31番５号
債務者　石川志津江
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５４５号
神奈川県大和市西鶴間５丁目16番13号　ハイム大和102号
債務者　関　美佐子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３号
静岡県富士郡芝川町長貫690番地の１
債務者　工藤　啓子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第８７号
静岡県富士宮市小泉1638番地の251　シャルマン柏Ａ202、前住所静岡県富士宮市杉田1026番地の１　サンライズＢ
債務者　栗野　巧二
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第８２４１号
東京都八王子市楢原町1271―54
債務者　遠藤　　正
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部